平成11年2月 広報 Vol. 541

さめうら

2

1999 FEBRUARY



劇団やまぶきの
介護保険物語
～山吹家の生活から「介護保険」が見えた～



タカ（おばあちゃん・63歳）
おじいちゃんを介護しながら、畑仕事に従事。若いころから身体が丈夫でカゼもひかない。

利雄（おじいちゃん・72歳）
数年前に脳出血で倒れ半身不随に。車いす生活。ひだまり荘のデイサービスに通っている。

劇団やまぶき

げきだん・やまぶき　村住民課職員を中心に構成。昨年２月の「第１回痴呆予防セミナー」で「ボケ物語」、８月の「第２回痴呆予防セミナー」では「ボケ物語パート２」を演じ好評を得る。職員の人事異動によりメンバーの入れ替えあり。



智子（長男の妻・38歳）
普段はパートで働く。休みの日は、おじいちゃんの介護を手伝う。介護には何の抵抗もない。



真一（長男・43歳）
会社勤め。残業や休日出勤が多く、おじいちゃんの介護にはほとんどかかわらない。

介護保険制度が平成十二年四月にスタートします。「介護保険ってどんな保険」「どんな人が対象になるの」。介護保険制度について、まだまだ分からないことがいっぱい。そこで、今月号では「介護保険物語」と題し、「劇団やまぶき」が介護保険を分かりやすく紹介します。なお、この物語はフィクションであり、ここに登場するのは、一部を除き架空の人物です。

第一章「介護保険」って何だっぺ？

山吹家では、おじいちゃんの利雄さんが数年前に脳出血で倒れ半身不随となり、介護を受けなければ生活できない状態になってしまいました。食事や着替え、トイレなどの日常生活全般には誰かの手助けが必要です。

長男夫婦は共働きのため、おばあちゃんのタカさんが面倒をみています。

そんな山吹家で、ある日「介護保険」が話題になりました。

タカ　介護保険、介護保険……ってテレビでよく言うけど、介護保険って何だっぺ。何のことだかちっとも分かんねえよ。

智子　おじいちゃんのような体が不自由な人に保険がおりるんじゃないのかな。でも、どんな仕組みなのかは分からないわね。

■

そこへ、近くを通りかかった役場の福祉担当者（以下、福祉担当）が、利雄さんの様子をうかがいに山吹家を訪れました。

福祉担当　こんにちはー、おじいちゃんはお変わりないですか。

利雄　おかげ様で、このごろ体の調子がいいみたいだよ。

タカ　ああ、いいところに来てくれたね。今、介護保険って何だっぺって話していたんだよ。詳しく教えてくれないかい。

「介護」を社会全体で支え合う

介護保険の内容について、役場の福祉担当者が説明を始めました。

福祉担当　国では、六十五歳以上の人を「高齢者」と呼んでいるんですが、その高齢者の数は年々増え続けているんですよ。村でも、全体の人口は減っているにもかかわらず、六十五歳以上の人口は逆に増えていて、現在は村民のおよそ四人に一人は高齢者という状況なんです。（グラフ1・2参照）

高齢者が増えれば、寝たきりなどで日常生活に手助けが必要になる人の数も増えてくると予想されているんですよ。介護が必要な高齢者がいる家庭では、金銭面ばかりでなく、肉体的や精神的な負担も大変なものですよね。介護するために仕事をやめなければならない



役場の福祉担当者



役場の保健婦



マサ（隣のおばあちゃん・83歳）
超元気老人。週2回のゲートボールが楽しみ。最近、少々物忘れがみられる。

利用者の自己負担は１割

介護保険のサービスを利用できる１カ月の利用可能金額は表２のようになっていますが、この金額は介護保険で受けられるサービスの限度額です。介護保険から支給される額はこの利用枠の９割で、残りの１割は利用者の自己負担となります。限度額を超えた分は全額自己負担となります。低所得者には、負担が重くならないように、自己負担限度額が別に設定されます。

という人もいたり、介護疲れで自分まで病気になってしまうという人もいます。

そこで、「介護」を社会全体の問題として考えて、みんなでお金を出し合い、お互いに支え合っていこうとつくられたのが「介護保険」なんですよ。

智子　介護保険には、誰が入ることになるんですか。

福祉担当　介護保険は四十歳以上の人が対象になるんですよ。

智子　私は今、三十八歳だから、あと二年後ってわけね。

福祉担当　ですから、保険料も四十歳以上の人が払うことになるんですよ。六十五歳未満の人は、加入している医療保険と一緒に徴収され、その保険の種類（国保、社保など）や収入によって計算方法が違ってきます。

六十五歳以上の人は、本人や家族の所得によって計算方法が変わり、支払い方法は、年金額が一カ月当たり一万五千円以上の人は年金から天引き、それ以外の人は村に直接支払うことになるんですよ。（表１参照）

タカ　そしたら四十歳以上の人なら誰でも介護保険が使えるのかい。

福祉担当　「介護保険」という名のとおり、介護（支援）が必要な人しか保険が使えないんですよ。六十五歳以上の人は、原因を問わず介護や支援が必要な人であれば対象になりますが、六十五歳未満の人には制限があって、老人性痴呆や脳血管障害など、老化によって起こる病気が原因で介護や支援が必要になった人しか該当にならないんです。ですから、事故やガンなどで障害が残った場合には保険の対象になりません。



そして、介護保険を使うには、日常生活で介護が必要という「認定」を受けなければならないんです。そのためには、まず役場に申請しなければなりません。申請をすると、介護の状況について調査員が調べに行きます。そして、その調査結果とお医者さんの意見書をもとに「介護認定審査会」が開かれ、どの程度の介護が必要かを判定します（表２参照）。審査会で認定されれば、今後どのようなサービスを受けていくかという計画を作らなければなりません。この計画を「ケアプラン（介護サービス計画）」といいます。

そして、ケアプランに基づいて、いよいよ介護保険が使えるようになるんです。

タカ　いろいろと面倒くさいね。年寄りには

（グラフ２）65歳以上の高齢者の割合

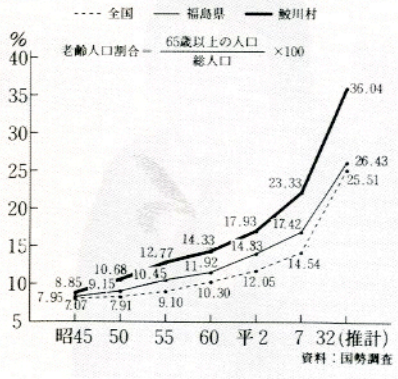

（グラフ１）村の人口の推移

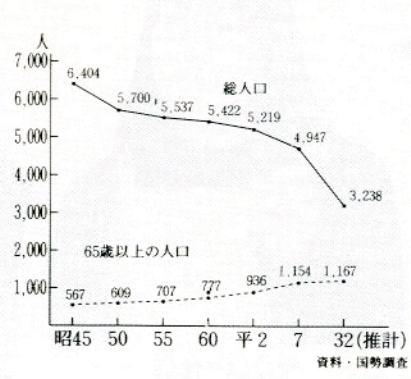

データ

国勢調査の資料に基づき、村の人口の推移と65歳以上の高齢者の人口・割合を示したものであるが、総人口は減少しているにもかかわらず、65歳以上の人口は増加している。昭和45年の調査では、65歳以上の人口は8.85％だったが、平成７年には23.33％にも伸びている。そして、平成32年(2002年)には、村民の2.7人に１人に当たる36.04％が65歳以上の高齢者になると予想されている。

そんなことできないよ。

福祉担当　申請は家族の方でもできますし、在宅介護支援センターなどにお願いすることもできるんです。そしてケアプランは、ケアマネージャーと呼ばれる専門家に作ってもらうこともできるんですよ。

タカ　専門家にお願いしたらお金がかかるんじゃないのかい。

福祉担当　ケアプランの作成費は、全額保険の対象となりますし、ケアマネージャーは介護についていろんな知識を持っていますので、よりよいサービスを受けられると思いますよ。

智子　介護保険では、どんなサービスが受けられるんですか。

福祉担当　大きく分けると、訪問介護（ホームヘルプ）や日帰り介護（デイサービス）などの「在宅サービス」と、特別養護老人ホーム入所などの「施設サービス」があるんですが（表3参照）、介護が必要な度合い（要介護度）によって利用できるものとできないものがあるので注意が必要ですね。

タカ　医療保険の場合には、お医者さんにかかったとき、三割とか二割とかの自己負担金があるんだけど、介護保険にもあるのかい。

福祉担当　介護保険の場合は、かかった金額の九割が保険から支払われて、残りの一割は利用者の負担になるんです。しかし、一カ月に使える金額が決まっていますので、超えた分は全部自分で支払わなければなりません。

タカ　そうなんですか。いろいろと複雑で、一度に聞いてもなかなか理解できないね。

（表1）介護保険の加入者と保険料

	第1号被保険者	第2号被保険者
加入者	65歳以上の人	40歳以上65歳未満で医療保険に加入している人
給付の対象者	①寝たきりや痴ほうなどで、入浴・排せつ・食事などの日常生活に、常に介護が必要な人 ②家事や身支度などの日常生活に支援が必要な人	若年性痴ほう、脳血管障害など、老化によって起こる病気が原因で、介護や支援が必要となった人
保険料	市町村ごとに、所得段階に応じて設定されますが、介護サービスの水準によっても変わります。 ・平成12年度全国平均1人当たり月額2,500円程度（平成7年度価格、厚生省試算）	加入している医療保険の算定方法に基づいて設定 ・国民健康保険加入者　月額 2,400円程度 ・政府管掌健康保険加入者　月額 2,600円程度 ・組合管掌健康保険加入者　月額 3,400円程度 （厚生省試算）
保険料の納入方法	①年金額が月額15,000円以上の人は年金から天引き ②上記以外の人は、個別に村に納入	医療保険の保険料と一括して徴収

（表2）要介護度のめやすと介護サービス費（月額）

要介護度	程度	サービス費用	
		在宅介護	施設介護
要支援状態（虚弱）	基本的に日常生活を行う能力はあるが、一部に介護が必要。また、失われた能力を取り戻すために支援が必要な状態	6万円程度	特別養護老人ホーム 32万円程度 老人保健施設 34万円程度 療養型病床群など 46万円程度 ※要介護度に応じてサービス費用が異なります
要介護度1（軽度）	立ち上がりや歩行など全般にわたって不安定がみられ、入浴などでは介護を必要とする。また、日常生活全般に一部介助が必要な状態	17万円程度	
要介護度2（中度）	立ち上がりや歩行、座位保持などが自力でできない場合が多い。日常生活全般にわたって一部または全面的な介助が必要な状態	20万円程度	
要介護度3（重度）	立ち上がりや歩行、座位保持などが自力でできず、全面的な介助が必要。衣服着脱などでも全介助を必要とすることが多い状態	26万円程度	
要介護度4（最重度）	日常生活を送る能力はかなり低下して、入浴、排せつ、衣服着脱などの全般に全面的な介助を必要とすることが多く、問題行動が増えてくる	31万円程度	
要介護度5（最重度）	日常生活を送る能力は著しく低下、生活全般にわたって全面的な介助が必要。意思の伝達がほとんど、あるいはまったくできない場合が多い	35万円程度	

※厚生省試案

データ

（グラフ4）
介護者の続柄

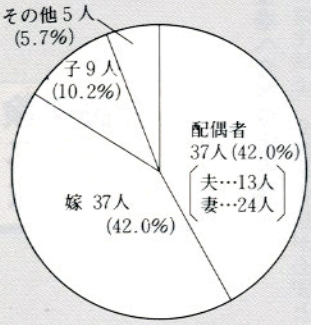

要支援・要介護者を主に介護している人の続柄。うち配偶者が37人（夫13人、妻24人）と全体の4割以上を占め「高齢者が高齢者を介護する」という割合が高い。人口の高齢化が進むにつれ、ますます増加するものと予想される。また、嫁が37人で、妻の24人と合わせると、全体の7割近くを占め、女性の割合が目立つ。

（グラフ3）
年齢別要支援・要介護者の割合

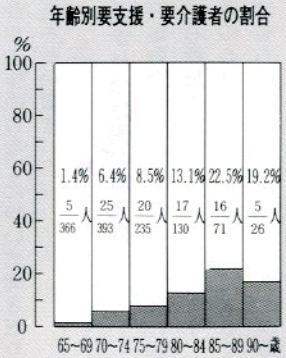

65歳以上で、日常生活に何らかの支援・介護を必要とする在宅の高齢者は村内に88人（平成11年1月1日現在、男性33人、女性55人）。年齢別にその割合をまとめたものである。高齢になるにつれ、支援や介護を必要とする人の割合が高くなっている。このほかに、特別養護老人ホームなどの施設入所者が20人いる。

ケアマネージャー（介護支援専門員）

要介護者からの相談に応じ、その希望や心身の状況からケアプラン（介護サービス計画）を考え、全体的な調整や連絡を行う人。要介護者などが自立した日常生活を送るのに必要な知識と技術を持っていることが条件となる。そのため、一定の実務経験があり、受講資格試験に合格し、実務研修を修了することが必要となる。

介護認定審査会

介護認定申請があった人の介護の必要性の有無と、その人に必要な介護度を認定するために設置。委員は、保健、医療、福祉の専門家5～6人程度で、医師や保健婦、福祉関係者などで構成される。人材の確保や事務処理の効率化を考え、現在、白河地方広域市町村圏整備組合に共同で設置することが検討されている。

福祉担当　そうですね。村では「広報さめがわ」で介護保険について紹介するんですが、分からない部分については介護保険の担当に気軽にお尋ねくださいね。

第二章　山吹家に突然の悲劇

山吹家に、突然思わぬ事態が起こりました。なんと、日ごろ利雄さんを介護しているタカさんが交通事故で入院してしまいました。タカさんが入院している間、隣町にお嫁に行った娘さんと智子さんが交代で利雄さんを介護しました。

タカさんは一カ月後に退院しましたが、身の回りのことは自分でできるものの、足に障害が残り、利雄さんの介護まではできなくなってしまいました。

■

山吹家では、長男の真一さんも智子さんも日中は働いています。タカさんが介護できなくなり、これから利雄さんのお世話は誰がするのでしょうか。真一さんは、利雄さんを自宅で介護するのは無理と考え、老人ホームに入れようとしますが、利雄さんは自宅で生活することを希望しています。山吹家はこれからどうなるのでしょうか。

おじいちゃんの介護はどうする…

智子　困ったわね。私が仕事をやめて、おじいちゃんを介護しなければならないのかしら。

真一　おじいちゃんを施設に入れるしかないんじゃないか。でもなー、おじいちゃんは施設には入りたくないって言うしな。困ったことになったな。

智子　あっ、そうだ。以前介護保険のことを役場の人に聞いたことがあるんだけど、おじいちゃんは該当になるんじゃないかと思うの。認定になれば、日中は介護保険のサービスを利用して、私は仕事に出られると思うんだけど。明日にでも役場に行って申請してみようかしら…。

■



介護保険のサービスをまで受ける

①役場へ介護認定申請

日常生活上、介護や支援が必要という認定を受けるため、本人または家族が「介護認定申請書」を役場に提出します。申請は、在宅介護支援センターなどの指定居宅介護支援事業者や介護保険施設に代行してもらうこともでき、電話で依頼することもできます。

■

②調査員による訪問調査

自宅や入所している施設に担当者が訪れ、入浴や食事など、申請した人の心身や動作能力などについて聞き取り調査を行います。

■

③かかりつけ医の意見書

判定のために必要な医学的管理の観点から所見が述べられた意見書です。現在の心身の状況を正確に判断することはもちろん、将来にわたるケアプラン（介護サービス計画）を作成する上で考えられる医学的な意見が添えられることになります。かかりつけ医がいない場合は、村が指定する医師に意見書を書いてもらうことになります。

■

④介護認定審査会で判定

訪問調査の結果とかかりつけ医の意見書をもとに、介護の必要性と要介護

翌日、智子さんは早速役場に行って、利雄さんの介護保険の認定申請手続きをしました。

それから数日後、利雄さんの日常生活について聞き取り調査をするために、訪問調査の担当者が山吹家を訪れました。

介護認定審査会の判定で利雄さんは「要介護度3」と認定され、一カ月に二十六万円程度のサービスを受けられるようになりました。ケアマネージャー（介護支援専門員）に計画を立ててもらい、日帰り介護（デイサービス）と訪問介護（ホームヘルプ）の回数を増やしたほか、短期入所生活介護（ショートステイ）を上手に組み合わせ、家族の負担は最小限にくい止められました。

終章　山吹家に笑顔が戻る

ある日、役場の保健婦が訪問指導のため山吹家を訪れました。そこへ、隣のおばあちゃんのマサさんがやってきました。マサさんは、最近少々物忘れはみられるものの、普段の生活には何の問題もなく、大変元気に暮らしています。

（表3）介護保険で受けられるサービスの種類と内容

在宅サービス	
訪問介護（ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーが家庭を訪問し介護や家事の手伝いをします
訪問入浴	設備を備えた入浴車で自宅を訪問し、入浴の介助をします
訪問看護	寝たきりの人などの家庭を看護婦が訪問し、医師が指示した医療行為を行います
リハビリテーション	施設や自宅で機能回復訓練が受けられます
日帰り介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどで、日中、入浴や食事などの介護が受けられます
短期入所生活介護、短期入所療養介護（ショートステイ）	特別養護老人ホームや老人保健施設などに短期間入所して介護を受けられます
日帰りリハビリテーション（デイケア）	病院や老人保健施設に通って介護や機能回復訓練を受けられます。内容はデイサービスとほぼ同じですが、医師の診療が受けられます
医師や歯科医師、薬剤師の療養指導	医師などが家庭を訪問し、療養する上での指導をします
有料老人ホーム入居者への介護サービス	居宅とみなされ、生活の中で介護として受けている部分が介護保険から給付されます
福祉用具の貸与、購入	生活に必要となる福祉用具を借りたり、購入する場合の費用が対象となります
住居改修	手すりの設置や室内の段差解消など
痴ほう対応型共同生活介護（グループホーム）	痴ほう症の高齢者が共同で生活する施設で介護が受けられます
ケアプランの作成	ケアプラン（介護サービス計画）の作成と、サービス提供事業者との連絡調整をします
施設サービス（要介護者のみ）	
特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	身体や精神に著しい障害があるため常に介護を必要とし、在宅での介護が困難な人が入所し、介護を受ける施設
老人保健施設（介護老人保健施設）	病状安定期にある寝たきりなどの人が、在宅に戻るために機能回復訓練や介護を中心とする医療を受けるため入所する施設
療養型病床群・老人性痴ほう疾患療養病棟・介護力強化病院	医学的管理のもと、介護や療養上の管理・看護が必要とされる人が入院する病院





度を判定します。判定区分は「要介護」「要支援」「自立」の三つに分かれます。

■ **⑤要介護認定**

六段階の「要介護度」が認定され、必要なサービスの給付額が決まります。介護に必要な時間が一日に三十分以上を「要介護度1」と認定し、三十五分増えるごとに要介護度が上がります。要介護と認定されなかった場合でも、一日に五分以上三十分未満の介護相当と認められた場合には「要支援」と認定され介護サービスを利用できます。

■ **⑥ケアプランの作成**

ケアプラン（介護サービス計画）は、介護保険のサービスを受ける前に提出が義務付けられているもので、効果的なサービスが計画的に受けられるようにするために作成します。ホームヘルプやデイサービスの利用回数を決めたり、利用できる施設との連絡調整をしてもらうことも含まれます。計画は、ケアマネージャー（介護支援専門員）に作ってもらうこともできます。

■ **⑦介護保険サービスの開始**

ケアプラン（介護サービス計画）に基づき、介護保険のサービスが受けられます。認定された要介護度により受けられるサービスは異なります。

■ **⑧再認定**

介護や支援の状態を三～六カ月ごとに見直します。施設入所者は一年の場合もあります。

介護を受けずに過ごすために



マサ　利雄さんの家では、タカさんも足が不自由になっちまったしね、いろいろと容易でないね。

タカ　うちのおじいちゃんは介護保険のお世話になってるんだよ。

マサ　介護保険？　ああ、今流行ってるやつかい。私もこのごろ、物忘れするようになったから「ひだまり荘」に行きたいと思っていたんだけど、介護保険には該当するんだべか。

保健婦　マサさんは足腰も丈夫だし、ボケてもいないから介護保険には該当しないですね。マサさんのように介護を受けないで生活するのが一番ですよ。

タカ　そうだよ。元気なマサさんがうらやましいよ。ゲートボールもできるしね。

保健婦　マサさんは、体を動かしたり、頭を使っているから丈夫なんですね。高齢になると、体が弱くなったり、痴ほうになったり、いろいろな病気が出てくるのは仕方がないことかもしれません。でも、日ごろの生活習慣に気をつけたり、痴ほうにならないように脳の訓練をしたりと、予防の面で普段から心がけていくことが大切ですね。

　村では健康教室や痴ほう予防のための教室も行うんですよ。マサさんも積極的に出てきてくださいよ。

マサ　そうだね。まだまだボケるわけにはいかないね。ゲートボールができなくなったら困るもんね（笑い）。

保健婦　タカさんは、原因が交通事故だったために、まだ六十五歳になってないから介護保険の対象にはならないけど、症状が軽いほうなので、村の「リハビリ教室」にも参加して訓練すれば、今よりも回復すると思いますよ。

タカ　そうだね。早く良くなって、じいちゃんの面倒もみたいしね。頑張ってリハビリ、リハビリ（笑い）。

智子　私ももうすぐ四十歳。介護保険に入るようにはなるけど、保険のお世話にならないように、今のうちから予防、予防（笑い）。

■

　こうして山吹家に、以前のような明るい笑顔が戻ったのでした。

―完―

介護保険制度開始までのスケジュール

■11年10月
- 介護認定審査会の設置
- 要介護認定申請受付開始（被保険者証の交付）

■11年11月
- 認定結果に基づいたケアプラン（介護サービス計画）の作成

■12月2月
- 保険料率の決定
- ケアプラン（介護サービス計画）の受付（審査・確認）

■12年3月
- 保険料額の決定通知

■12年4月
- 介護保険制度スタート

　今月号では、介護保険制度の概要についてお知らせしました。

　「広報さめがわ」では、今後さらに詳しい内容についてお知らせしていく予定です。

介護保険制度の問い合わせ
住民課福祉係（☎内線231）

介護する人　される人

大字西山字落合在住　本郷正さん（66歳）・キミエさん（70歳）



介護する人・キミエさん(右)と介護される人・正さん

車いす用に改修された玄関前のスロープを上り、段差のない玄関を入ると、車いすに乗った正さんと奥さんのキミエさんがほほえんでいた。

■

本郷正さんは、三年前の平成八年一月に脳出血で倒れた。「助かっても、このまま寝たきりだろう」。一度は医者もあきらめかけたという。「九死に一生を得たという感じですね。この人は生命力があるんですよ」。正さんと顔を見合わせながらキミエさんは笑う。

現在、ひだまり荘のデイサービス（日帰り介護）とホームヘルパーによる訪問入浴サービスをそれぞれ週に一回ずつ受けている。また、時々ショートステイ（短期入所生活介護）も利用する。デイサービスに通い始めてから明るくなり、考え方も前向きになったという。「自分ばかりではない」。そう思ったからだ。

正さんは左半身不随となったが、必死にリハビリを続け、食事は自分でできるまでに回復した。

息子も嫁も孫たちも
家族みんなが支えになってくれる
デイサービスでは
仲間に会えるのが楽しみです

一方、正さんを介護しているキミエさんは、「息子夫婦は共働きだし、なるべく負担はかけたくないからね。私がしっかりしなければ…」。この三年間は無我夢中だったという。

本郷さんの家は、正さん夫婦を含め八人の大家族。「仕事が休みの日は、息子夫婦が介護してくれるんです。孫たちも学校から帰ってくると手伝ってくれるんですよ」。家族みんなが支えになっているようだ。

■

週に一度のデイサービスでは、仲間に会えるのが楽しみだという正さん。「できればデイサービスとホームヘルプの回数をもう少し増やしたいね」とキミエさんは話す。

正さんに「これからの目標は何ですか」と尋ねると、「一歩でも歩けるように頑張りたい」。力強い言葉が返ってきた。



キミエさんは正さんの手となり足となる

むらのできごと

広報にあなたの写真が載りましたら
さしあげますのでご連絡ください。
（☎49－3111 内線214）

今年1年の無火災を祈願

平成11年鮫川村消防団出初め式

平成十一年鮫川村消防団出初め式は一月四日、山村開発センターで開かれ、幹部団員約百二十人、来賓四十人が出席し、今年一年の無火災を祈願しました。

式に先立ち、消防車両三十三台による村内パレードで火災予防を呼びかけたあと、通常点検と水勢披露が行われました。

式では、無火災祈願の黙とう、団長式辞、村長あいさつのあと、無火災分団、優良団員に表彰状が贈られました。

▼無火災分団表彰（平成十年十二月三十一日現在）…第二分団（八年）、第三分団（六年）、第五分団（六年）、第四分団（四年）、第一分団（三年）**▼優良団員表彰**…水野忠徳、圓井和広（第一分団）、須藤久米夫、増子学（第二分団）、水野雅男、阿久津光衛（第三分団）、金澤寿、藤田美光（第四分団）、高坂巧、前田均（第五分団）、松本克男、生田目正美（第六分団）、大森守（第七分団）



通常点検を受ける団員ら

シンボル完成に大喜び

西野緑の少年団



モニュメント完成を喜ぶ児童ら

西野小学校の全児童が所属する西野緑の少年団ではこのほど、校舎への進入路に国蝶オオムラサキのモニュメントを設置しました。

縦３㍍、幅1.5㍍のモニュメントは、少年団育成会のメンバーが鉄板を利用し制作、児童らが色付けしました。

児童らは、学校の新たなシンボルの完成に大喜びでした。

ぼく、歯医者さんです。

お世話になりました



鮫川歯科診療所
坂井　聡先生

私が当地に開業したのが平成七年の二月でした。当時を思い出すと今ではなつかしく感じます。歯科医療に関しては、健康意識と歯科に関する知識の低さを強く感じました。そして、私のこの四年間は治療そのものよりも健康意識と歯科知識の増進を促すことが課題だったような気がします。そのため、皆さんにとっては「説教」に聞こえたかもしれません。「歯みがき」にうるさく、ちっとも治療の進まない歯医者だったことでしょう。しかし、私にとっては、そのようなことから治療が始まり、歯を削ることだけが治療ではありませんでした。

私がよくお話しすることに**「現代は、物質的な豊かさを手に入れた代わりに、自分の健康を自分で守らなければな**

62人が大人の仲間入り

第51回鮫川村成人式



記念撮影をする新成人

第五十一回鮫川村成人式は一月十五日、山村開発センターで開かれ、男子三十四人、女子二十八人、合わせて六十二人が出席し、二十歳の門出を祝いました。

式では、芳賀村長が式辞を述べたあと、新成人を代表して蛭田浩寿さん（大字渡瀬字田苗下）に成人証書、西野詞子さん（大字赤坂西野字名下）に記念品が手渡されました。

続いて、鈴木洋平さん（大字赤坂中野字道少田）が誓いのことばを述べ、関根恵さん（大字西山字余所内）が成人の感想を発表し、喜びを新たにしました。

新成人らは、久し振りの友達との再会を喜び合ったり、思い出話に花が咲き、華やかな成人式となりました。

無病息災と豊作を願う

小正月行事「かっくれい」

富田館山会（青戸代吉会長、会員９人）主催の小正月伝統行事「かっくれい」は１月14日、彦次郎地区で行われ、無病息災と豊作を祈願しました。

地区の人たち約20人が参加。正月のしめ縄や松飾りを燃やして炭火をおこしたあと、それぞれに持ち寄った正月のもちを竹ぐしに刺して焼き、田楽もちにして全員で味わいました。

参加者らは「これで、今年１年健康で過ごせそう」と話していました。


炭火で焼いたもちを食べる参加者

青生野勢が熱戦を制す

第11回鮫川村綱引競技大会

村体育協会主催の「第十一回鮫川村綱引競技大会」は一月三十一日、農業者トレーニングセンターで開かれ、男子九チーム、女子五チームが出場し、力と技を競い合いました。

男子は一本引き、女子は三本引きによる総当たりリーグ戦で、熱戦を制したのは、男子が青生野Ｂ、女子はやまゆり（青生野）でした。結果は次のとおりです。

▼男子　優勝＝青生野Ｂ、準優勝＝青生野Ａ、三位＝東石▼女子　優勝＝やまゆり（青生野）、準優勝＝西野


力いっぱい綱を引き合う出場者

らない不自由さも与えられた」というのがあります。今は物にあふれ、食べ物も何でも好きなだけ食べられる時代です。そのため、生活習慣病という病気が問題になっています。

保険財政の悪化で、予防できる病気は保険で診ない方向に進んでいます。歯科はその最たるもので、将来、歯科治療に保険が効かない可能性が高いのです。そのときになってあわてても遅いでしょう。

また、別の側面から見て、今までのように自分の健康もかえりみず、がむしゃらに働く時代も終わりです。そうして頑張ってきた人たちがリストラにあってしまうような時代なのです。これからは、自分の持つセンスや能力を十分に発揮しなければ生きていけません。そのためには健康であることが、より大きな意味を持ってきます。

私はこのたび、鮫川村を離れ、故郷の横浜に帰ることになりました。この四年間、いろいろとありがとうございました。これから皆様が、より健康で快適な暮らしが送れることを祈っております。

ふれあいひろば





村民リレー ⑩

私が方言にこだわる理由（わけ）

「んだ」「んだっぺ」「さすけねえ」など、日常会話の中で使われる方言はまだまだたくさんあると思います。

なぜ私が方言にこだわるのかというと、地元の言葉を大切にしていきたいということと、何となく温かさを感じるからです。そんなことはないと都会の人は思うことでしょう。私自身、福島県を出て生活したことがないため、地元の言葉しか話せない、いや使えないのです。

都会の言葉は語尾に「サ」「ジャン」を付ければよいのかと思い、街へ友人と酒飲みに行った時のことです。何気なく「んだっぺサ」「そうだジャン」なんてことになってしまいました。私には無理だと思い、どうせなら逆に方言、訛（なま）りを教えてやろうと思い、今では正正堂堂と使っています。

私には四人の子どもがいます。子どもたちにも温かみのある方言が自然と伝わり、大事にしていってほしいと思います。

『恥ずがしがんねで　さぐぐ　つかあべ』

◇　◇

次回は、宗田さんの紹介で、前田春美さん（前田）の登場です。



宗田　貴さん

そうた・たかし　赤坂中野字宿ノ入在住。４人の子どもの父親。趣味の野球では、ＳＢＣに所属しピッチャーとして活躍。34歳。

俳句

第五十一回文化祭俳句会作品

■村長賞（天賞）
火を入るる窯のふくらみ葉鶏頭　薄井　日暮

■村長賞（地賞）
別れゆく掌の冷たさをかたみとし　福島　次郎

■村長賞（人賞）
田じまいの田の燻りや秋長ける　関川　順子

■議会議長賞
立冬のはりはりと食むかぶら漬け　山本五十鈴

■教育長賞
標本室の「解体新書」冬紅葉　千葉　恵子

■佳作（出句順）
彷彿と峡のくらしや朴の花　矢部　正子
稲刈りを見に畦を来る百の齢　金沢　暁舟
清流の山本不動秋のいろ　中井　恒峯
腰に藁泥田の中の稲を刈る　小山田清哲
余生をば楽しく生きん金婚譜　大池　魚水
面に映ゆ滝一条の光かな　前田　信子
青い地球奥歯にしみるこんぺいとう　斉須信子
秋豪雨崩るる土手を見守りぬ　金沢三津子
父祖なべて農に貧しく山眠る　山本　朗史
漆黒の雲なき空に星凍みる　黒田　寿香
反七俵の収穫をもて田を仕舞う　北條素人坂

■高校生の部　入賞
ひまわりがわらっているような帰り道　阿久津陽子
夏草や青春の香や廃校舎　石川　美奈
コスモスの花びら数え好き嫌い　森　由美子

短歌

土曜日の午後桶入れ味噌仕込み女孫も呼びて手伝わせたり　本郷　チヨ



仲間たち

風舞花世（かぜまかせ）

代表　三瓶　稔・会員15人

「鳥のように大空を舞ってみたい―」。パラグライダーは、そんな願いをかなえてくれます。

パラグライダー愛好会「風舞花世（かぜまかせ）」は、パラグライダー体験教室のインストラクターとして活躍し、村主催のイベントにも協力しています。

「風と友達になれるのが魅力。初心者でも簡単に飛ぶことができますよ（会員談）」。

▼問い合わせ…三瓶稔さん（☎48-2108）または、村企画調整課（☎49-3111、内線222）

七十八年生きさまざまの体験に克服せんかこの病をも　松崎　光

忽ちに今年も師走帰省する孫の背丈をしのぶ写し絵　田中　志乃

道路工事の店先なれど客足の変わらぬ様に感謝する日々　須藤　重晴

旅先に荷物もちくれし亡夫の面影まぶたにうかぶ　石井　カヤ

鍬の手をはなした隙に赤トンボ先手をとって柄より離れず　矢吹　定子

晴れのもと家族総出の稲刈りす嫁御も泥の化粧となりて　増子　紗久

真昼白き月に向いて蒼空遠く一機音なく白銀に光る　蛭田　正

春早で梅雨明けもなく夏もすぎ秋台風で不良稲作　芳賀　洋郎

皺みたる手に掴まんと何追えし昨夜の夢を尚いぶかしむ　須藤美代子

県市町村広報コンクール

今年度も3部門受賞

組み写真は2年連続「特選」



2年連続で特選を受賞した組み写真

福島県と福島県広報協会主催による「第四十四回福島県市町村広報コンクール」の審査会は一月二十二日、福島市の県文化センターで開かれ、広報写真の部（組み写真の部）で鮫川村が二年連続「特選」に輝きました。

受賞作品は、高齢者総合福祉センター・ひだまり荘のデイサービスの一日を追った「ぬくもり」です。

また、広報紙の部（町村Ⅱ部）では「江竜田の大火を振り返る」と題し特集した「広報さめがわ」平成十年五月号が「入選」に、さらに、広報写真の部（一枚写真の部）では平成十年五月号の表紙「泥んこ大好き。」が佳作に選ばれ、二年連続で三部門受賞を果たしました。

なお、特選を受賞した組み写真「ぬくもり」は、四月に東京都で開催される「平成十年全国広報コンクール」に福島県代表として出品されます。

このたびの受賞は、村民の皆様をはじめ、東京鮫川会の皆様、各関係機関のご協力によるものであり、紙上より厚く御礼申し上げます。

今後とも、皆様に親しまれ、よりよい情報を提供できる広報紙づくりに努めて参りますので、ご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

くらしの情報

鮫川村役場　☎49-3111(代表)

村の人口

1月1日現在・(　)は前月比

人口	世帯	男	女
4,910人（＋1）	1,122戸（±0）	2,438人（－3）	2,472人（＋4）

今月の納付

・国民年金保険料　2月分
納期限　2月25日(木)
（納期内に納めましょう
口座振替の方は残高確認を）

こちら窓口

12月16日から1月31日までの届け出分

●お誠生おめでとう

地区	赤ちゃんの名前	月／日	保護者
蕨ノ草	矢吹　優香（ゆうか）	12／16	仁
鍬木田	坂本　亜美（あみ）	1／4	一幸
新宿	小松　由希（ゆき）	1／14	照義

●おくやみ申し上げます

地区	亡くなられた方	月／日	年齢
青生野	森田　政春	12／18	59
菅田	関根　文雄	12／21	75
菅田	十文字ハルノ	12／28	76
田苗下	蛭田　茂芳	12／31	50
官代	前田　季男	1／5	82
折戸	阿久津ミイ	1／11	89
西野内	松本　良一	1／17	35
大石草	鈴木富士雄	1／17	38
青生野	棚井　忠	1／25	67
馬生田	籟木　長一	1／30	84

地域振興券が交付されます

―券の交付は3月15日に各地区で―

若い親の子育て支援と高齢者層の経済的負担の軽減、また、国の経済対策の一環として、個人消費の拡大や地域経済の活性化を目的に「地域振興券」が交付されます。

この券は、国の補助を受けて村が発行し、特定事業者として登録した村内の店舗などで使用できる商品券です。

対象者、券の交付日などの概要についてお知らせします。

交付額

対象者1人につき2万円分の券（千円券が20枚）が交付されます。

交付対象者

平成11年1月1日（基準日）現在、次のいずれかに該当する方に交付されます。

■15歳以下の児童がいる世帯の世帯主…基準日現在の年齢が15歳以下の児童がいる世帯の世帯主（対象児童1人につき2万円分が交付されます）

■地域振興券交付日時・会場

月日	時間	対象地区	会場
3月15日（月）	午前10：00～11：30	赤坂西野	赤坂西野区民センター
	午後1：30～3：00	西山	西山区集落センター
	午前10：00～12：00	赤坂中野	山村開発センター
	午後1：00～3：00	赤坂東野石井草	山村開発センター
	午前10：00～11：00	青生野	青生野集落センター
	午後1：00～2：00	渡瀬	渡瀬区集落センター
	午後2：30～3：30	富田	富田区集落センター

地域振興券特定（取り扱い）事業者

（順不同）

■赤坂西野区…鈴木電器商会、白坂魚店、斉藤商店、舟木商店、植村商店、石井養魚場

■西山区…市川商店、関根商店、大竹商店、水野青果

■赤坂中野区…はしもと酒店、鈴木薬店、きくや、綿屋商店、タカハシ呉服店、中野藤田屋、緑川商店、前田文具店、鈴木理容、ゆざ理美容室、本郷理容所、松屋食堂、前田茶店、(有)うおせい、社屋商店、早女川食堂、東白堂ベーカリー、滝野屋菓子店、高木畳店、マリーン、矢吹工務店、まどか美容室、(有)前田鮮魚店、グリル&パブアゼリア、手打ちそば処好菜会、鮫川村農業協同組合・同Aコープ店

■赤坂東野・石井草区…ひるた酒店、舟木商店、早川理容・新聞店、スナック六本木、鮫川運送(株)、広畑・水野商店、森美

■老齢福祉年金などの受給者…基準日において、老齢福祉年金、障害基礎年金等、遺族基礎年金等、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置分）、原爆被爆者手当などの支給を受けている方、生活保護を受けている方、社会福祉施設への措置入所者

※一部、村民税非課税要件あり

■65歳以上で、次のいずれかに該当する方…▼平成10年度分の村民税の所得割が課税されていない方で、身体や精神に著しい障害があるため、常時介護を必要としている方▼平成10年度分の村民税が課税されていない方（扶養されている方は、扶養している方に村民税が課税されていない場合）

申請手続き

詳しい申請手続きについては、後日通知します。

交付日・場所

地域振興券の交付は、右表のとおり行います。

使用できる店舗など

地域振興券は、特定事業者として登録を受けた村内の店舗、事業所などで使用することができます。なお、店頭に特定事業者を証するポスターが掲示されます。

使用上の注意

▼使用期限は、平成11年9月14日までです▼使用の際は釣り銭は支払われません▼交付された本人およびその代理人、使者に限り使用できます▼地域振興券を交換、売買、譲渡することはできません。

◇　◇

問い合わせ　総務課総務係（☎内線212）

容室、旅館・お食事処つるや、藤田屋・ブティック樹里、かみや輪業、(有)円井製作所、古舘鮮魚店、宗田商店・宗田自動車整備工場、中川西材木店、大房・水野商店、旅館・お食事処滝、本郷商店、円井稲子

■富田区…國島商店、さくらや、鈴木商店

■渡瀬区…芳賀電化サービス、山形商店、キンカ堂呉服店、小松呉服店、千葉理容店、赤坂自工・赤坂商店・理容赤坂、お食事処山王、鈴木薪炭店、松本薪炭店、滝の家、鮫川村農業協同組合渡瀬支所

■青生野区…土手内商店、生田目商店、やまかつ商店、(有)鹿角平観光センター

史・資料を探る

村史編さん室

天保四年（一八三三）東野・中野村
夫食差支御慈悲願之事

天保四年は以前にも取り上げましたが、天候不順・夏の寒さに加え、雨続き・洪水などにより、東北は言うに及ばず、全国にわたっての大凶作で困窮者が続出し、私たちの村では天明の飢饉にまさる窮状であったといわれます。この前兆は四年前から始まり、出羽（山形）では凶作のため年貢の削減を求めての強訴が行われていましたから、この文書の八月には追い討ちをかけるような状況だったと思われます。米価の高騰は当然だったでしょうが、村々は米の他村への売買を禁ずる処理をとったため、とりわけ山村高冷の村々は夫食に困り切り、餓死者の出る惨状に立たされました。

当時は、塙代官辻富次郎の支配下にあり、格別の救助を願い出たものです。ここで、はじめに「当支配所白川郡山附赤坂郷」の記載が注目されます。白川古事考に「山野赤坂」と称されたことが記されていますが、「山附（やまつき）」はそれを示しているように読めるところです。

乍恐以書付奉願上候

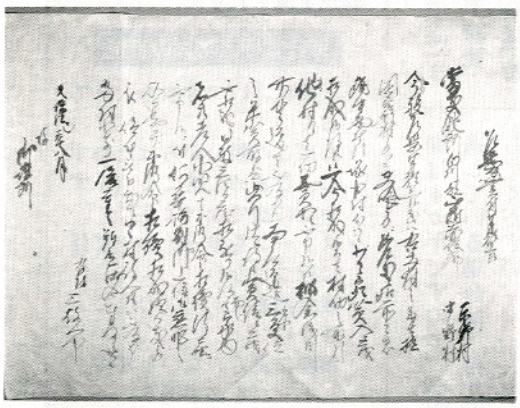

当支配所白川郡赤坂郷　東野村　中野村

今般恐れながら願上げ候義は右両村の義は極く困窮村方にて、夫喰方に差支え候処、前々は郷中西野村、塚本村よりも少々宛買入にも相なり候えども、只今と相成候ては村切りの取引、他村には一切売出し申さず候に付、棚倉浅川竹貫辺りは申上げるに及ばず、南郷辺り迄一朱三百文位の米買取たく歩行仕り候得共、買請候も相成らず、日数三四日も相懸り候ては、家内の者共老人小児は露命相続け行届き申さず候に付、何卒格別御上様御慈悲の御勘弁を以て露命相続き相成る様支えられ方仰せ付けられ下し置かれ候わば、村役人共は申すに及ばず、当村小前一統重々有難き仕合せに存じ奉り候、以上

天保四巳年八月　三役人印

塙　御役所

一俵一朱三百文の米価は、天保二年の石代値段書上げと比較すると約倍となっています。また、穀止めは支配所内の村々に出された申達し、他領への流出を防いだ措置でした。





選挙

郵便による不在者（在宅）投票

公職選挙法により、身体に重度の障害がある選挙人については、「郵便投票証明書」の交付を申請し、交付要件に該当すれば、郵便による不在者投票（在宅投票）ができます。

交付申請は、常時受け付けています。次の要件に該当し、**自筆できる方**は申請してください。

交付要件

①身体障害者手帳の交付を受け、両下肢・体幹・移動機能の障害の場合は1級、2級。心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害の場合は1級、3級（2級なし）

②戦傷病者手帳の交付を受け、両下肢・体幹の障害の場合は「特別項症」から「第2項症」まで。心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害の場合は「特別項症」から「第3項症」までの項症が記載されている人

③①、②に該当するか判断がつかない場合は、県知事が書面により証明した人

交付申請先　村選挙管理委員会

持参するもの　身体障害者手帳または戦傷病者手帳、印鑑

その他　郵便投票証明書の有効期間は、交付の日から7カ年です。ただし、平成10年6月1日以前に交付されたものの有効期間は4カ年ですので、期間が経過している場合は、再度申請をしてください。

■問い合わせ　村選挙管理委員会事務局（☎内線214）

税務

国定資産課税台帳の縦覧

平成11年度固定資産税の課税の基礎となる「固定資産課税台帳」をお見せします。縦覧ご希望の方は、印鑑を忘れずに持参してください。

縦覧できる人は、納税者である所有者本人か本人の委任を受けた人および納税管理者です。

また、昨年中に取り壊した家屋がある人は、税務係にご連絡ください。

期間　3月1日（月）～19日（金）土・日曜日を除く

場所　総務課税務係

■問い合わせ　総務課税務係（内線218）

土地や建物を売ったとき

土地や建物を売ったときの利益には、譲渡所得として税金がかかります。所得税は、一年間のすべての所得を合計して計算しますが、土地や建物を売ったときの譲渡所得の税金は、他の所得とは別にして計算します。

■問い合わせ　白河税務署（☎0248-22-7111）

春季全国火災予防運動

気をつけて
はじめはすべて
小さな火

火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、3月1日から7日まで、全国火災予防運動が実施されます。

毎日実行！防火の習慣

- 灰皿は、いつも水を入れておく
- たばこの吸いがらはためずに、こまめに捨てる（くずかごに捨てないように）
- ストーブをカーテンや家具に近づけない
- 洗濯物をストーブの上に干さない
- 部屋に誰もいないときは、ストーブを必ず消す
- 石油ストーブは、確実に火が消えてから給油する
- ストーブのそばにスプレー缶を置かない
- 電気のコードをカーペットや家具などの下敷きにしない
- たこ足配線はしない
- 電力量の大きなエアコンは時々プラグの確認を
- 1階、2階に1本ずつ消火器を

問い合わせ
棚倉消防署鮫川分署
☎49-2119

増間さん（仙台市）が最優秀賞

ガイドポストのデザインが決まりました

ここ数年、首都圏を中心に県外からの観光客が増えていることから、スムーズな通行のため案内板を設置しようと、鮫川村と塙町が共同で「ガイドポスト（道しるべ）デザインコンテスト」を行いました。

審査会は十二月二十四日、農業技術指導セン

み・ん・な・の
伝言板

独身男女交流事業 ヘリスキーツアー参加者募集

主催　県南青年交流実行委員会
期日　3月20日(土)・21日(日)
場所　舘岩村・たかつえスキー場
対象　独身男女40人（男性は、鮫川村、棚倉町、浅川町、表郷村、東村の住民に限る。定員になり次第締め切り）
参加費　1人　10,000円
問い合わせ　県南青年交流実行委員会事務局(棚倉町商工観光課、☎33－2111)または実行委員・堀川直美 ☎48-2004)

デジタルフォース鮫川 スタッフ募集

パソコンを主とするデジタル愛好クラブ「デジタルフォース鮫川」を発足するに当たり、一緒に活動してくださるスタッフを募集します。興味のある方は、郵便かファクシミリでご連絡ください。
募集要件　住所、年齢は特に問いませんが、鮫川村に何らかの関係のある人。若干名（無報酬）
連絡先　デジタルフォース鮫川発起人・圓井利幸（〒963－8403 鮫川村大字赤坂東野字広畑27)
E-mail：tsumurai@SKYLINE.nissan.ne.jp
FAX：0247－49－2324

棚倉職業相談室を閉鎖します

棚倉職業相談室は、3月23日で業務を終了し、すべての業務を白河公共職業安定所に移行することになりました。
移行後の業務に関する質問、要望などがありましたら、職員に申し出てください。
問い合わせ　白河公共職業安定所（☎0248－24－1256)

地域の催しの案内、仲間づくりの呼びかけなど、掲載希望記事を募集します。ただし、営利を目的とするものはご遠慮ください。



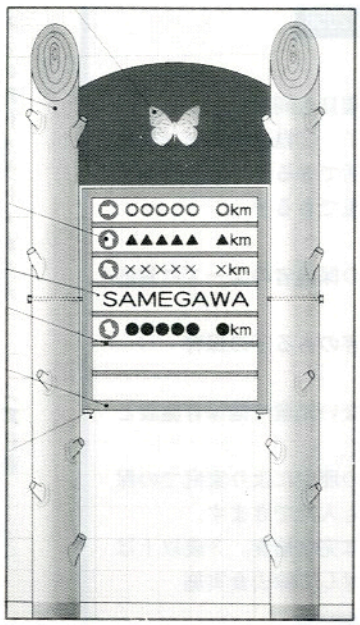

（上）最優秀賞の増間さんの作品
（左）優秀賞の亀澤さんの作品

ターで開催し、採用デザインが決まりました。
全国から九十八点の応募があり、東京農業大学地域環境学部の麻生恵助教授が審査委員長となって、景観とのマッチングや実用性、視認性の高さなどをポイントに審査しました。
その結果、最優秀賞に宮城県仙台市在住の増間芳郎さん（42歳）の作品が選ばれました。
また、優秀賞に選ばれた亀澤幸一さん（福岡県太宰府市）の作品も採用し、新年度から両町村の主要ポイント計三十五カ所に設置する予定です。
入選者は次のとおりです。
▼最優秀賞＝増間芳郎（宮城県仙台市・42歳）**▼優秀賞**＝亀澤幸一（福岡県太宰府市・47歳）**▼入選**＝木村秀俊（北海道札幌市・53歳）橋谷田高（郡山市・46歳）橋本知直（栃木県黒磯市・42歳）

村づくりに役立っています。郵便局の簡易保険

郵便局の簡易保険積立金は、加入者に支払われるまでの間に公共施設の整備資金として全国の自治体に還元融資され、地域社会の発展に役立っています。村では、平成9年度に次の融資を受けました。

■過疎対策事業　**1億1,730万円**
村道改良舗装事業　7,040万円
農道改良舗装事業　950万円
林道舗装事業　1,390万円
学校給食センター改築事業　1,310万円
消防施設等整備事業　1,040万円

■義務教育施設整備事業
学校給食センター改築事業　1,750万円

手続き

住民異動シーズン 届け出を忘れずに

3月、4月は、転勤や就職、進・入学などのシーズンです。この時期、初めて住所を変更する人も多いことでしょう。

正しい住所を届け出ていないと、選挙ができなかったり、国民年金や国民健康保険、児童手当などの給付を受けられなかったりします。さらに、子どもの入学などにまで、さまざまな影響が出てきます。

下の表に該当する人は、届け出の種類に応じて必要なものを持参し、期限内に手続きをしてください。

届け出には、現住所、本籍などの記入や印鑑が必要になります。また、国民健康保険や国民年金に加入している人は、保険証と年金手帳も持参してください。

■**問い合わせ** 住民課福祉係（☎内線232）

■住所変更などの主な届け出

こんなとき	届けの種類	届け出に必要なもの	届け出期限
村外から移ってきたとき	転入届	・届け出人の印鑑 ・転出証明書（前住所地で発行） ・国民年金手帳（加入者のみ） ・小中学生の子供がいる人は在学証明書	本村に来てから14日以内
村外へ移るとき	転出届	・届け出人の印鑑 ・国民年金手帳、国民健康保険証（加入者のみ） ・印鑑登録済証（登録者のみ）	村外に移る前に
村内で住所を変更したとき	転居届	・届け出人の印鑑 ・国民年金手帳、国民健康保険証（加入者のみ） ・印鑑登録済証（登録者のみ）	引っ越した日から14日以内
世帯主が変わったとき	世帯主変更届	・届け出人の印鑑 ・国民健康保険証（加入者のみ）	変更した日から14日以内

一緒に遊ぼう。保育所で

保育所のご案内

鮫川保育所　☎49－2056

■**定員**　90人
■**開所時間**　午前7時～午後6時（土曜日も同じ）
■**めざす子供像**　①元気に遊ぶ丈夫な子　②自分のことは自分でする子　③友達と力を合わせて生活できる子　④積極的に自然に親しむ子　⑤発見や考えを表現できる子
■**保育事業の取り組み**
- **開所時間延長促進事業**…早朝、夕方の保護者のニーズに対応する保育時間
- **障害児保育**…保育所に通所できる障害のある子の保育
- **低年齢児保育**…1歳児からの保育
- **異年齢児交流**…保育所に入所していない児童や他保育施設との交流
- **年度途中入所**…母親が勤務するなどの理由により家庭での保育ができなくなったときは、いつでも入所できます。
- **給食**…保育所独自の給食。3歳未満は完全給食。3歳以上は副食とおやつ。食アレルギーの子に対して除去食実施

渡瀬保育所　☎48－2050

■**定員**　45人
■**開所時間**　午前7時15分～午後5時30分（土曜日も同じ）
■**めざす子供像**　鮫川保育所と同じ
■**保育事業の取り組み**
- **乳児保育**…今年4月から新たに、0歳（おおむね6カ月）から保育します（希望者は申し込んでください。詳しくは、直接保育所に問い合わせてください）
- **障害児保育、低年齢児保育、異年齢児交流、年度途中入所、給食**…鮫川保育所と同じ

問い合わせ

住民課福祉係（内線233）

シリーズ　精神保健　第3回

家族からのメッセージ

文／松本源吉（郡内在住）

最初にお話しなければならないことは、私の家族構成です。私の家は六人家族でした。四人は障害を持ち、残り二人が健全でした。しかし、健全な子の一人が亡くなり、その一年後には養子も出ていってしまいました。残された四人は、心身障害者の二人と、全盲で重度身体障害者の私たち二人で、家族全員が社会の皆様にご協力いただきながら生

休日当番医（電話してから受診してください）

月日	病・医院名	所在地	電話番号
2／14（日）	和田医院	棚倉町	33-2012
	金沢医院	矢祭町	46-2312
	中島病院	石川町	26-3415
2／21（日）	勝田医院	棚倉町	33-3008
	東舘診療所	矢祭町	46-3165
	会田病院浅川診療所	浅川町	36-3705
2／28（日）	大木医院	棚倉町	33-2424
	中島医院	塙町	43-0373
	やまもと内科クリニック	石川町	26-8311
3／7（日）	東白川中央病院	棚倉町	33-3263
	車田病院	塙町	43-1019
	務川医院	石川町	26-5585
3／14（日）	藤田医院	棚倉町	33-2013
	塙厚生病院	塙町	43-1145
	田中内科医院	石川町	26-3333
3／21（日）	あらまちクリニック	棚倉町	33-8018
	金沢医院	矢祭町	46-2312
	中島病院	石川町	26-3415
3／22（月）	緑が丘診療所	棚倉町	33-9468
	東舘診療所	矢祭町	46-3165
	大野病院	石川町	26-1181

ごみ収集日（2・3月）

収集場所	種別	2月	3月
江竜田～中野町～福原～鍬木田～広畑～新宿～道少田～大塩	可燃物	1.4.8.15.18 22.25	1.4.8.11.15 18.25.29
	不燃物	12.26	12.26
さぎり荘～村営住宅 赤坂中野団地	可燃物	1.4.8.15.18 22.25	1.4.8.11.15 18.25.29
	不燃物	10.24	10.24
鮫川分校（不燃物のみ）～鮫川中学校	可燃物	1.4.8.15.18 22.25	1.4.8.11.15 18.25.29
	不燃物	25	11.25
関下～越虫～青生野小～世々麦～葉貫～蕨ノ草～中沢～関口	可燃物	3.10.17.24	3.10.17.24 31
	不燃物	10.24	10.24
真坂～押目～酒垂～塚本～荻ノ沢～折戸～水口～官沢	可燃物	3.10.17.24	3.10.17.24 31
	不燃物	25	11.25
官代～遠ケ竜～大石草～大根屋敷～内ケ竜	可燃物	3.10.17.24	3.10.17.24 31
	不燃物	12.26	12.26
石井草～大久保～鬼越～赤柴～沼野沢～岩野草～薄ケ久保	可燃物	3.10.17.24	3.10.17.24 31
	不燃物	19	19

相談

心配ごと相談

日時　2月22日（月）午前10時～午後3時（午後1時からは、弁護士が相談を受けます）
場所　山村開発センター
■問い合わせ　社会福祉協議会（☎49-3600）

身体障害者巡回相談

月日　3月2日（火）
場所　白河市保健センター
対象　肢体不自由者
その他　相談希望者は、住民課福祉係（☎内線234）に事前連絡が必要です。相談当日は、身体障害者手帳を持参してください。

寄付

ありがとうございました

（敬称略）

▼社会福祉事業のために（金員）…関根武男（玉川村）蛭田賢一（田苗下）前田章（官代）阿久津一一（折戸）十文字秀男（石川町）近藤昌文（上耕地）棚井幸一（青生野）鏑木長吉（馬生田）老人クラブ連合会（阿久津光翁会長）**▼鮫川中学校に（備品購入費）**…初老厄払い・同級会実行委員会（鈴木啓寿会長）

（12月16日～1月31日受付分）

林業講演会

とき　2月22日（月）　**入場無料**
ところ　塙町農村環境改善センター
■午後1：30～3：00
「下流から見た森林整備への提言」
講師　畠山重篤氏（宮城県唐桑町）
■午後3：00～4：00
「私の林業経営と産地形成」
講師　緑川平壽氏（いわき市）
問い合わせ／農林課林業係（☎内線241）

活しております。
お話したいことはたくさんあります。できるだけ自分の気持ちを訴えたいと思います。
心身障害者の娘二人は、それぞれまるっきり症状が違います。姉は、おとなし過ぎて、（症状が）悪くなるとうずくまってしまい発言もできなくなります。妹は、悪くなると元気になって、いろいろと文句を言ったり、親にたてついたりします。二人とも、自殺未遂が何回かありました。
妹の方は十年以上、姉の方は二十年以上病院に通っています。現在、妹の方は、町の縫製工場に健全な方の三分の一くらいの時間は勤め、姉の方は、私たちの用足しや家庭の中の仕事をしています。
精神障害者は、「危険な恐ろしい患者」ではないかと思われがちですが、決してそんなことはありません。優しくて弱い弱い心の人たちなのです。社会の皆様には、精神障害者を心から理解して、力になっていただけるようお願いいたします。
法律が整備され、年金・医療などが充実し、精神障害者の働く施設・住む寮が国でもぽつぽつと、あちらこちらに建設されています。このような施設などを、もっと広く与えてくださいますことを願っています。

平成11年2月　第541号
発行・編集／飯川村役場総務課

〒963-8401 福島県東白川郡飯川村大字赤坂中野字新宿39-5
TEL（0247）49-3111　FAX（0247）49-2651

印刷／佐藤印刷所

ふるさとのむかし話 ⑩

福の神の野原



むかしむかし、渡瀬村に太郎蔵という農夫がいました。先祖代々村一番の金持ちで、毎日のように訪ねる客が絶えることなく、多い日には、代わる代わる二十人もの客がくることがあり、思うように家の野野仕事もできず、家中で接待に大わらわということがしょっちゅうでした。ところが太郎蔵の家は、野良仕事を人より一生懸命した以上にお金も入り何の苦労もありませんでした。

しかし、太郎蔵は大変な欲深者だったので、親からゆずられた財産をさらに増やそうとして、易者をたずね、「私の家には、先生もご承知のように朝から晩まで来客が多く困っております。なんとか客の来なくなる方法はないものでしょうか」と占ってもらい、「扇踊りをする者を弓でうちとれば客は来なくなるであろう」と答えをもらいました。

ある朝、太郎蔵が目を覚まし、東の方の野原をながめると、朝日を背中いっぱいに受け、扇を持って踊っている人が見えました。太郎蔵は、これこそ易者の言った扇踊りをする者に違いないと、さっそく弓を持ってくると、ヒューと矢を放ちました。しかし、矢は当ったはずなのに、扇踊りをしていた人は、煙のように消えていなくなってしまいました。

その日の午後、太郎蔵の息子の倉蔵が外庭で仕事をしていると、「ウーン、ウーン」と、人のうなり声がどこからともなく聞こえてきました。気味が悪いので、声のする方をあちこち探し、最後に、土蔵の方から聞こえてくるようなので中に入っていくと、一人の老人が苦しそうにうなっていました。倉蔵が恐る恐る近寄って、「あなたはどなたですか」とたずねると、老人は「わしは、この家の福の神だが、この家の主人に弓ができなくなり、社川の福井（棚倉町）に移ることにした。別れにひとこと言っておく。お前が困るようなときは、いつでもわしを訪ねてきてくれ。太郎蔵には弓でうたれたが、お前には何もされていないのだから」と言うと、消えてしまいました。

それから間もなく、太郎蔵は福の神のたたりか人の嫌がる病気になり、あれほど盛んだった家も、訪ねてくる人もなくなり、すっかり没落してしまいました。そして、太郎蔵の死期もいよいよとなったある日、倉蔵をまくら元に呼んで「わしは易者の言うことを真に受けて、扇踊りの者を弓でうったのは間違いだった」と言うと息をひきとってしまいました。

その後、生活が苦しくなり途方に暮れていた倉蔵は、あの時の福の神の言葉を思い出し、福井に行き、近ごろめっきりと金持ちになったという農家を訪れ「福の神様、私は渡瀬村の倉蔵です。今、とても困っています。どうぞお助けください」と、心を込めて丁寧に拝みました。すると、生活はだんだんと少しずつ楽になっていきました。そして、倉蔵は福の神に感謝し、扇踊りをしていた辺りに小さな社を建て大事にまつると、倉蔵の家は、また昔のように豊かになりました。それ以来、誰いうとなく、そこを「福原」というようになったということです。

あ・と・が・き

「介護保険を分かりやすく」というテーマで企画した今回の特集。村住民課職員で構成する「劇団やまぶき」に登場してもらい、紙上演劇「介護保険物語」で介護保険制度を紹介しました。「こんなのふざけてる」などと感じる人もいるかもしれません。しかし、「介護」という問題を現実のものとしてとらえ、真剣に演じましたので、どうぞご理解ください。（舟木）



1月15日に行われた成人式。色とりどり振袖やスーツ姿の20歳の笑顔があふれていました。（詳しくは11ページをご覧ください）

今月の表紙